

# 総務常任委員会関係

議第154号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正 案
<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>4 一略一</p>	<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>（知事等の給与及び旅費）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>4 一略一</p>

第2条関係

現 行	改 正 案
<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の</p>	<p>（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」</p>

165』と、「100分の127.5』とあるのは「100分の175』とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の122.5』とあるのは「100分の165』と、「100分の127.5』とあるのは「100分の175』とする。

4 一略一

とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125』とあるのは「100分の170』とする。

4 一略一

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 9 条の 2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3)及び(4) 一略一</p> <p>2 及び 3 一略一</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第 21 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 9 条の 2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u></p> <p>(3)及び(4) 一略一</p> <p>2 及び 3 一略一</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第 21 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 一略一  
(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一  
(寒冷地手当)

第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等のうち、扶養親族（第11条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員等にあつては17,800円、その他の世帯主である職員等にあつては10,200円とし、その他の職員等にあつては7,360円とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 一略一  
(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の130）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一  
(寒冷地手当)

第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等のうち、扶養親族（第11条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員等にあつては19,800円、その他の世帯主である職員等にあつては11,400円とし、その他の職員等にあつては8,200円とする。

2 ~ 4 一略一  
別表第 1 ~ 別表第 6 一略一

2 ~ 4 一略一  
別表第 1 ~ 別表第 6 一略一

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第20条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。</p>	<p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p>
<p>4～6 一略一</p> <p>(勤勉手当) 第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合に</p>	<p>4～6 一略一</p> <p>(勤勉手当) 第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員</p>

は100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の130）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

第3条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

（給与に関する特例等）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	387,000
<u>2</u>	435,000
<u>3</u>	486,000
<u>4</u>	549,000
<u>5</u>	627,000
<u>6</u>	732,000
<u>7</u>	855,000

2～5 一略一

第5条 一略一

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員等」

（給与に関する特例等）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	398,000
<u>2</u>	446,000
<u>3</u>	499,000
<u>4</u>	563,000
<u>5</u>	643,000
<u>6</u>	751,000
<u>7</u>	877,000

2～5 一略一

第5条 一略一

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員等」



とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第4条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																				
<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">409,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">470,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">614,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">714,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">815,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">342,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">378,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">405,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略—</p> <p>第6条 一略—</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	409,000	<u>2</u>	470,000	<u>3</u>	532,000	<u>4</u>	614,000	<u>5</u>	714,000	<u>6</u>	815,000	号給	給料月額		円	<u>1</u>	342,000	<u>2</u>	378,000	<u>3</u>	405,000	<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">420,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">482,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">546,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">630,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">733,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">836,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">351,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">387,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">416,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略—</p> <p>第6条 一略—</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	420,000	<u>2</u>	482,000	<u>3</u>	546,000	<u>4</u>	630,000	<u>5</u>	733,000	<u>6</u>	836,000	号給	給料月額		円	<u>1</u>	351,000	<u>2</u>	387,000	<u>3</u>	416,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	409,000																																																				
<u>2</u>	470,000																																																				
<u>3</u>	532,000																																																				
<u>4</u>	614,000																																																				
<u>5</u>	714,000																																																				
<u>6</u>	815,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	342,000																																																				
<u>2</u>	378,000																																																				
<u>3</u>	405,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	420,000																																																				
<u>2</u>	482,000																																																				
<u>3</u>	546,000																																																				
<u>4</u>	630,000																																																				
<u>5</u>	733,000																																																				
<u>6</u>	836,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	351,000																																																				
<u>2</u>	387,000																																																				
<u>3</u>	416,000																																																				

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第5条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（給与に関する特例等）	（給与に関する特例等）
第6条 一略一	第6条 一略一
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」とい	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」とい

う。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

う。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

